

令和6年度小中高生放課後支援活動業務委託仕様書

1 委託業務の名称

小中高生放課後支援活動業務

2 委託業務の目的

子どもたちの社会性・自主性・創造性等の豊かな人間性を涵養するとともに、地域社会全体の教育力の向上を図り、地域の活性化や子どもたちが安心して暮らせる環境づくりを推進することを目的とする。

3 委託業務期間

業務委託の期間は、契約締結日から令和7年2月28日までとする。

4 業務内容

主な活動場所を益田市内とし、下記①～③のうち1つ以上を実施すること。また、これらの活動対象となる子どもを制限せず、異年齢の交流や多くの子どもたちが参加できるよう配慮すること。

※規模や場所の制限、安全面等においてやむを得ない事情がある場合は、活動の対象者を限定することは良いが、可能な限り参加の制限をなくすよう努めること。

- ①益田市内の小中高生が企画提案又は参画する活動づくり
- ②地域資源等を活かした体験活動
- ③親や地域の大人などとの多世代交流をねらいとした交流活動

5 事業実施報告

受託者は事業終了後30日以内または令和7年2月28日のいずれか早い方までに、市が指定する様式により事業報告書及び収支決算書を提出すること。事業報告にあたっては、以下の内容を必ず盛り込むこと。

- ①事業の実施状況、参加者数及び事業成果
- ②自己評価等
- ③事業の様子が分かる写真

6 委託料の支払い

受注者は、業務完了後、検査に合格したときは、委託料の支払を請求するものとする。ただし、業務委託を行うために必要であると委託者が認めたときは、概算払いを請求することができる。委託者は、請求があった日から30日以内に委託料を支払うものとする。

7 秘密の保持

本業務の履行にあたり、知りえた秘密を他の目的に使用し、また他に漏らしてはならない。委託期間が終了した後も同様とする。

8 その他の留意事項等

事業費の積算は、謝金、旅費、通信運搬費、印刷製本費、会議費、消耗品費、賃借料、雑役務費の中で行うこと。

事業の実施にあたっては、委託者が示す安全管理マニュアルを遵守すること。